
第8次土浦市総合計画

基本構想（案）

土浦市

目次

序論	1
序論	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の構成と期間.....	3
第3節 計画の進行管理.....	4
基本構想	5
序章	6
第1節 社会経済情勢等の変化.....	6
第2節 土浦市の現状.....	9
第1章 基本理念	12
第2章 まちの将来像	14
第1節 将来像.....	14
第2節 人口の見通し.....	14
第3節 土地利用構想.....	16
第3章 計画推進の基本姿勢	20
第1節 「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり.....	21
第2節 行財政改革の推進と市民サービスの向上.....	23
第4章 施策の大綱	25
第1節 市民が主役の安心・安全なまちづくり.....	25
第2節 心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり.....	28
第3節 活力とにぎわいのあるまちづくり.....	29
第4節 ふれあいとあたたかいまちづくり.....	30
第5節 環境を重視するまちづくり.....	32
第6節 快適でゆとりのあるまちづくり.....	33

序 論

序論

第1節 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成20年に策定した第7次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく安心のまち 活力のまち 土浦」を目指し、市町村合併後のまちづくり、東日本大震災からの復旧・復興などに取り組みつつ、様々な施策・事業を計画的かつ総合的に推進してまいりました。この間、平成27年9月に、半世紀ぶりに駅前に移転した市庁舎をはじめ、図書館や市民ギャラリーを核とした土浦駅前北地区再開発事業など、将来の市政の発展の礎を築くための各種事業を展開してきました。

しかしながら、我が国が進む急激な人口減少と少子高齢化、それに伴う産業構造・就業構造の変化と行財政運営の持続性への懸念、さらには経済のグローバル化やICT社会の進展、地球環境問題の深刻化、生活の安全と安心を求める意識の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢等は大きく変化しています。加えて、国が推進する「地方創生」や「一億総活躍社会の実現」などで掲げられているとおり、これらを踏まえ、まちの魅力を高めるとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての環境の充実を図ることなどが喫緊の課題となっています。

このような社会経済情勢等の変化に的確に対応し、本市が将来にわたり、安心・安全で住みやすく、市民が生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着の持てるまちづくりを市民との協働によって実現するため、平成30年度を初年度とする第8次土浦市総合計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置づけられる計画として、今後とも長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画として位置づけます。

具体的には、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための施策の方向を明らかにし、将来の土浦市づくりの指針とするとともに、平成30年度からの総合的かつ計画的な市政運営のための基本方針とするものです。

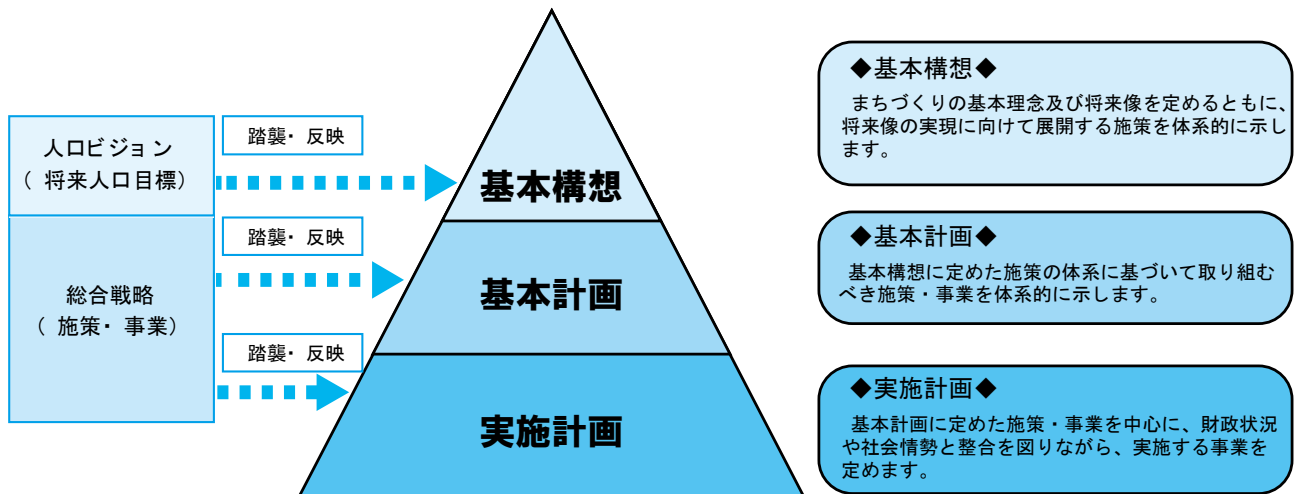
第2節 計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

第8次土浦市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」で構成します。また、平成27年度に策定した「土浦市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」（以下、総合戦略）は、総合計画と密接に関係することから、下図の通り内容の踏襲・反映を行います。

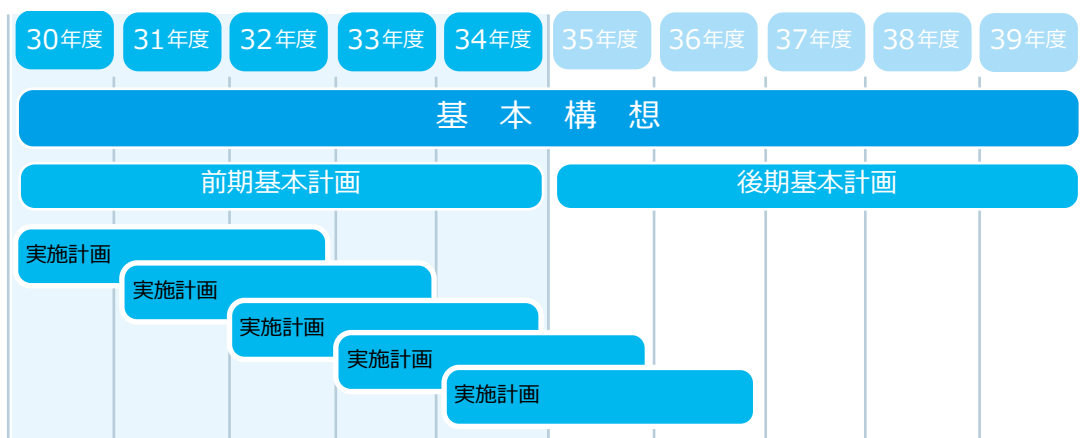
総合戦略(平成27年度)

総合計画(平成30年度～)



(2) 総合計画の期間

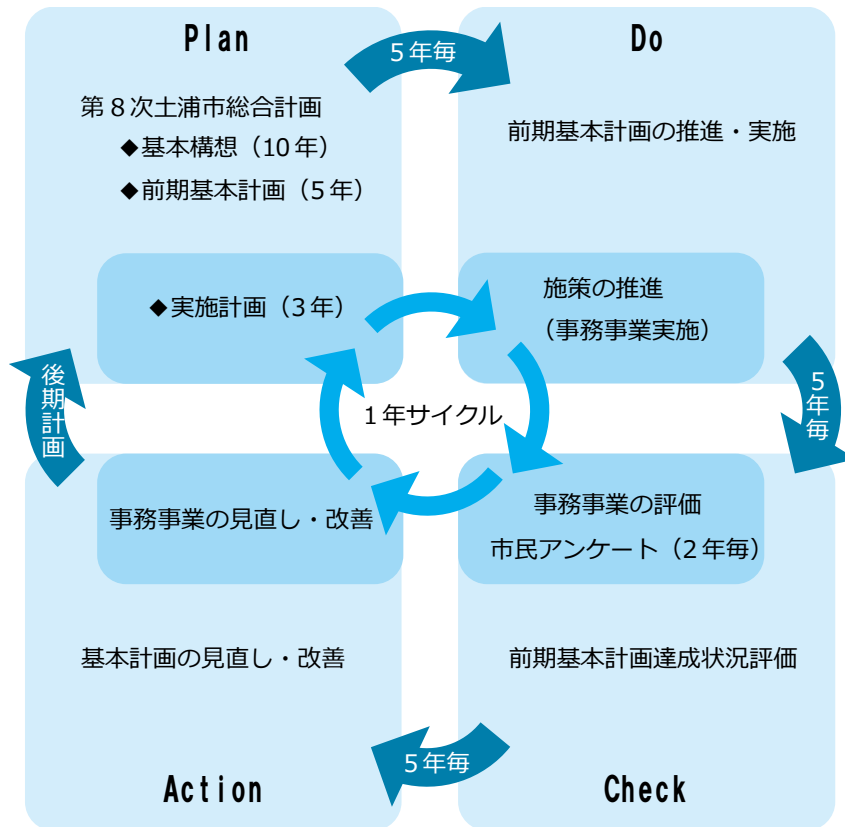
基本構想の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。また、基本計画は基本構想期間を前期と後期に区分し、それぞれ5年間の計画を定めます。さらに、実施計画は基本計画に掲げた施策を実現するための計画であり、計画期間は3年間とします。計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。



第3節 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクルによる進捗管理と着実に計画の進展に向けた改善を行います。施策に対しては可能な範囲で「指標」と指標に対する「目標値」を設定し、目標に対する達成状況を事務事業評価や市民満足度調査（アンケート）などを通じて確認します。目標達成が十分でない場合、取り巻く環境変化も踏まえ、事務事業の内容や目標値の見直しや改善を検討し、計画の着実な推進を図ります。

図 PDCA サイクルによる計画推進イメージ



PLAN (計画)	DO (実施・実行)	CHECK (点検・評価)	ACTION (処置・改善)
政策目標の設定、施策・事業目標の設定	施策・事業の予算化・実施	目標指標の達成状況調査、市民アンケート等による施策・事業の評価・効果測定の実施	事業評価・効果測定結果を踏まえて、事業の見直し・改善を実施

基本構想

序章

第1節 社会経済情勢等の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行と地方創生

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少へと転じ、平成52年には1億700万人程度になり、総人口に占める高齢者の割合は、平成27年の約27%から約36%まで上昇すると見込まれています。人口減少及び少子高齢化の進展は、国内需要や労働力人口の減少などによる経済活動の縮小、地域活力の低下、国や地方公共団体の財政悪化による社会生活基盤の劣化など、社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、国では、「地方創生」の推進により、急激な少子高齢化の進展に対応し、地方がそれぞれの地域特性に応じた対応策を講じることで、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来に渡って活力ある地域社会を維持していくことを目指しています。

(2) 経済のグローバル化の影響

経済のグローバル化により、これまで以上に「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の動きが活発化し、海外での動向が社会経済及び日常生活に大きな影響を及ぼすようになりました。その結果、急成長を続けてきた中国経済の減速やイギリスのEU離脱への動き等の世界経済の変動が、国内へも直ちに影響として表れるようになっていきます。

日本経済と結びつきの強いアメリカでは新政権が誕生し、従来の自由主義から、自国第一主義にもとづく、保護主義的な姿勢をみせており、今後の政策の動向を注視するとともに、適時適切に対応を図っていくことが求められています。

また国では、近隣諸国に対するビザ要件の緩和や外国人旅行者の受入環境の整備に加え、日本文化の魅力の発信に注力することにより訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘致を積極的に推進し、グローバル化を生かした観光立国の実現に取り組んでいます。平成32年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えていることから、地方においても急増する外国人旅行者の受け入れ態勢を整えることが求められています。

(3) 安心・安全なまちづくりに対する意識の高まり

近年、多様化・巧妙化する犯罪に対する防犯対策や、多発する自然災害への備えとしての防災や減災への対応など、安全な暮らしや生活環境の確保に対する意識が高まっています。

防災・減災面では、東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故の影響への対応をはじめ、熊本地震や関東・東北豪雨被害など近年激甚化する自然災害への備えが課題となっています。また、高度経済成長期に整備が進められたインフラの老朽化が進んでおり、災害時の被害最小化や迅速な回復への備えを進めるとともに、予防措置としての補修、計画的な更新や長寿命化を図る必要があります。

防犯面では、犯罪の発生件数は減少しているものの、依然として窃盗犯などの身近な犯罪は高い水準で発生しており、子供や女性、高齢者が被害者となる犯罪や、特殊詐欺（ニセ電話詐欺等）などの被害が深刻化していることから、安全な暮らしの確保に取り組む必要があります。

医療・福祉面では、全国的な医師の不足・偏在といった地域医療の問題や超高齢化に伴う介護福祉サービス、食の安全、感染症などへの関心が高まっており、医療福祉の充実が求められています。

安心・安全を実感できる暮らしを実現するためには、市民の防犯・防災意識の醸成と併せて、各種対策による安全確保や、危機管理体制の構築が必要となります。

(4) 地球環境問題の深刻化

近年の途上国の急速な発展や世界の人口増加に伴って、地球温暖化の進行や生物多様性の危機など広域的に取り組むべき環境問題がより深刻化しています。我が国においても、異常気象による災害の激甚化やPM2.5による国境を越えた大気汚染など、環境をめぐる新たな問題も生じています。

平成27年11月に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）においては、平成32年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定が締結されました。我が国においても、温室効果ガス排出量を、平成42年度に平成25年度比26%減とする削減目標を決定しています。

自然環境・生態系の保全に加えて、地球温暖化問題の解決、循環型社会・低炭素社会の構築など、環境と経済が両立した持続可能な社会の実現が重要となります。

(5) ICT社会の進展

情報通信技術（ICT）は劇的に進歩しており、産業の生産性を高めるとともに、インターネット環境やSNS（Social Networking Service）の普及により、生活の利便性を急速に向上させています。

様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御を行うIoT（Internet of Things）や、人工知能による機械学習（ディープラーニング）等のICTを活用したネットワーク化は、企業活動などにおける新たな価値の創出と効率化、コミュニケーションの拡大に寄与するとともに、公共サービスの提供システムの高度化など国民生活に大きな影響を与えることが予想されています。

一方で、情報格差の是正や情報リテラシー教育の推進、個人情報の保護、サイバーセキュリティ対策などが課題となります。

(6) 産業構造・就業構造の変化

日本の産業構造は、第二次産業から第三次産業への高度化により、第三次産業の就業人口が増加し、産業構造のソフト化・サービス化が一層進んでいます。平成22年の国勢調査では、第一次産業の就業者数の割合が4.2%（平成17年には4.9%）、第二次産業が25.2%（同26.4%）、第三次産業が70.6%（同68.6%）であり、医療・福祉などを含む第三次産業の増加が目立っています。

為替変動の影響を受ける製造業の海外生産が進展し、中間財の輸入が増加するなど、ものづくりを取り巻く環境は大きく変わっており、中小製造業者においても海外を含めた事業展開が求められています。一方、地域経済を支える家業を基盤とした農林水産業や工業、商業では、事業承継の問題などの課題を抱えています。

雇用面では、パートや派遣など非正規雇用が若年層で拡大しており、所得格差の拡大や生活不

安の増大の一因となるとともに、晩婚化や未婚率の上昇、出生率の低下にもつながっているため、雇用環境の改善が必要です。

今後は、「地方創生」の取組による新産業の創出のほか、地域資源を活用した農林業や製造業、観光産業などの地域産業の発展による雇用創出が期待されています。

（７）価値観の変化と協働社会の進展

近年、人々の価値観は多様化が進んでおり、従来の「モノ」を購入することに価値をおく生活から、様々な「コト」を楽しむ価値観へと変化しています。心豊かに暮らすため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）がとれた社会を実現していくことが重要になっています。

また、一人世帯が増加する中で高齢化も相まって、介護などの社会福祉の面での需要が高まっています。一方、地方財政が厳しさを増す中で公的なサービスの限界もあり、地域コミュニティを再構築していくことが求められています。精神的な豊かさの追求に加えて、ボランティアなどによる市民の社会貢献活動のほか、企業やNPO等も地域づくりに関わるなど、地域コミュニティの中での豊かさにつながる協働の取組が一層重要となってきています。

（８）多様な人が活躍する社会づくりの要請

アベノミクスが取り組む金融及び財政政策によって、我が国の経済状況は緩やかな回復基調にあるものの、少子高齢化という構造的な問題による生産年齢人口の減少が経済成長の妨げとなっています。

そのため、国では、経済成長、子育て支援と社会保障の充実により、年齢、性別、障害の有無を問わず家庭・職場・地域で誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を実現し、少子高齢化に歯止めをかけることを目標として掲げています。

また、国では、平成26年10月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、女性が職場においても、家庭や地域においても、各人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを行っていくとしています。

今後は、このような多様な人材を積極的に生かす取組（ダイバーシティー）の推進により、女性活躍はもちろんのこと、障害者の雇用や高齢者の再雇用などの促進が期待されています。

（９）地方分権改革及び行財政改革の推進

我が国では、地方分権改革推進法（平成18年）による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、第1次地方分権一括法から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号。以下「第4次地方分権一括法」という。）までの4次にわたる一括法により、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和が進められてきました。さらに、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」や「手挙げ方式」による分権改革が進められており、地方の意見が十分に反映されるように国に働きかけるとともに、地方でも分権改革の成果を生かした独自の取組を積極的に進めることが求められています。

今後、地方分権のさらなる進展により、自治体が果たすべき役割と責任が高まることが予想されます。多様化する行政ニーズに対応しながら自立した自治体経営を維持していくためには、一層の行財政改革が求められることから、広域行政への取組や民間活力の活用による行政サービスの効率化も求められています。

第2節 土浦市の現状

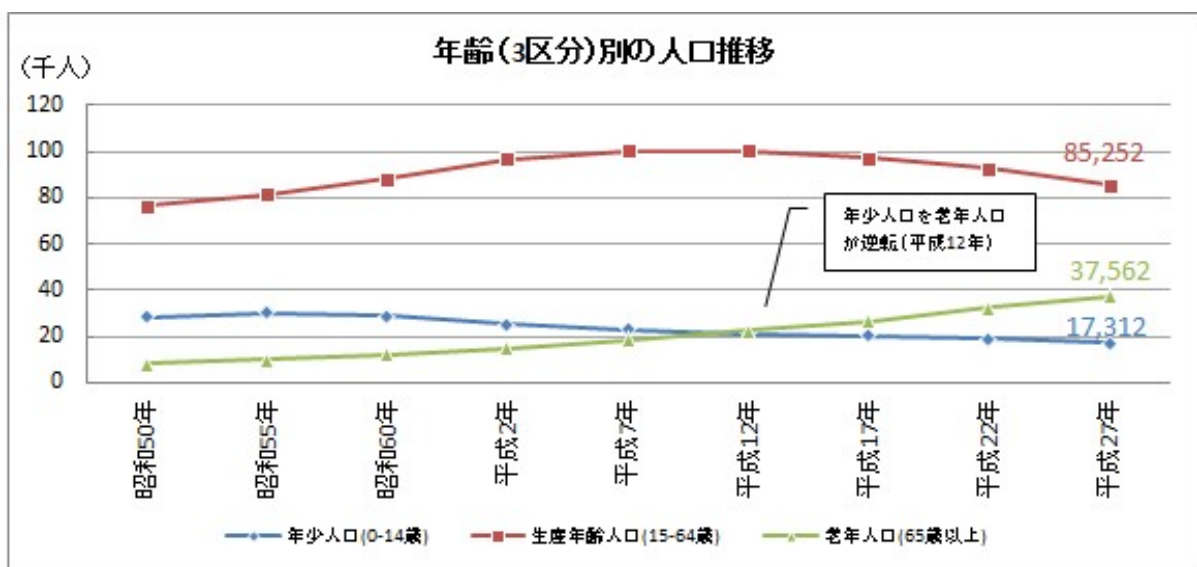
(1)人口

土浦市の人口は、平成27年で140,804人となりました。

本市の人口は、昭和50年から平成2年にかけては、年平均1,500人の人口増加がみられたものの、平成12年の144,106人をピークに、横ばいから減少傾向に転じています。

また、人口を年齢(3区分)別に整理すると、年少人口は昭和60年頃までは横ばいで推移していたものの、以降は継続して減少傾向にあります。その一方で、老年人口は昭和50年以降、増加傾向が継続しており、平成12年には年少人口数を逆転しています。

本市では、人口減少と少子化・高齢化の進行がみられます。

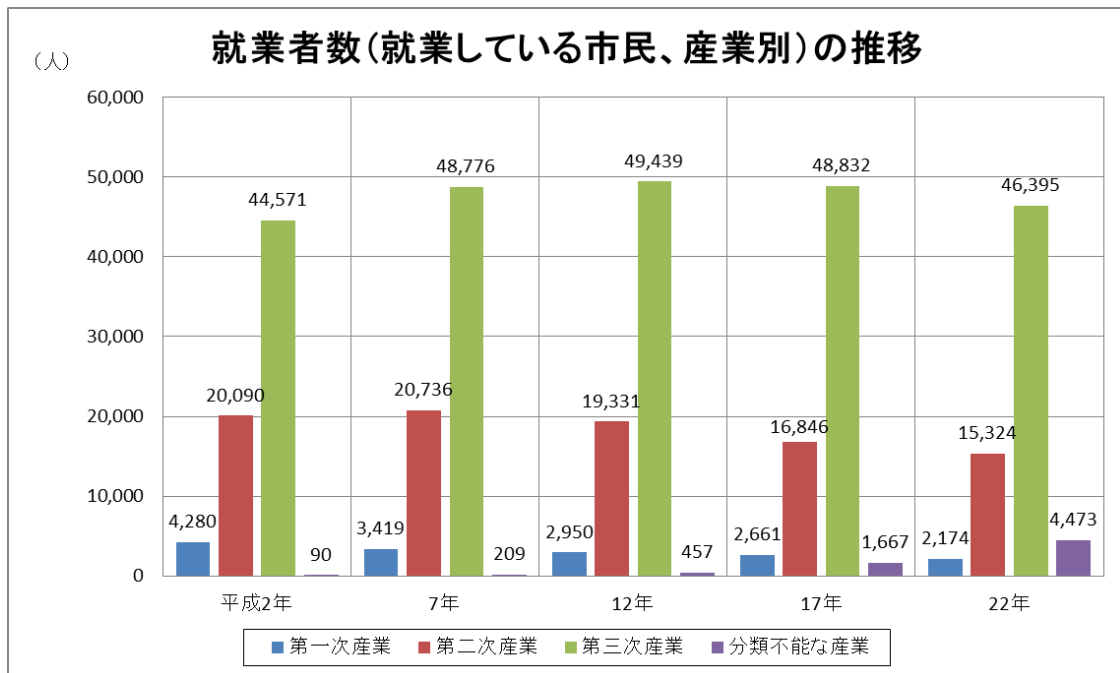
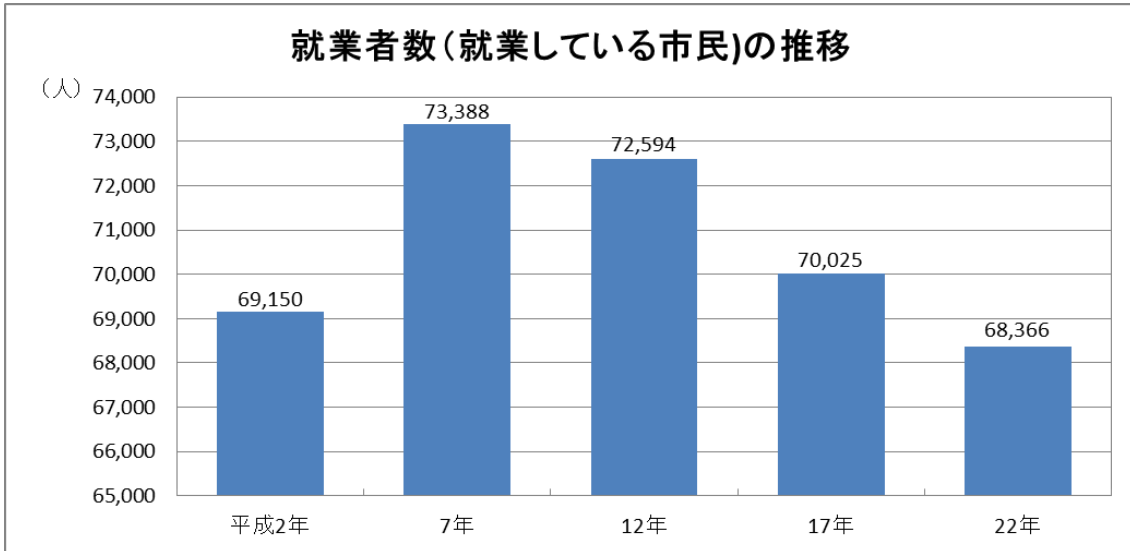


出典：総務省「国勢調査」(昭和50年～平成27年)

(2) 産業

本市を常住地とする就業者数（就業している市民）は、平成7年以降減少傾向が続いており、平成22年には68,366人となっています。

平成22年の就業者の内訳を産業別にみると、「第一次産業」が2,174人（3.2%）、「第二次産業」が15,324人（22.4%）、「第三次産業」が46,395人（67.9%）となっています。「第二次産業」の就業者数は平成12年以降減少しており、平成12年まで増加していた「第三次産業」の就業者数も、平成17年には減少となっています。



出典:総務省「国勢調査」

(3) 主要指標に見る土浦市の位置

主要指標について、県内 32 市中の本市の順位をみると、流動人口を示す指標である「昼夜間人口比率」と「流入人口比率」は、はそれぞれ 2 位、1 位となっており、本市は県内の主要な通勤、通学先となっていることがわかります。

経済活動の指標である「製造品出荷額等」及び「商業販売額」はそれぞれ 7 位、3 位となっており、市内に工業と商業の双方の機能が集積していることがわかります。

生活インフラの指標となる「下水道普及率」、「道路実延長」が上位に位置しており、都市基盤が他の市に比べ充実していることがわかります。

一般病院数は 21 位となっており、一般診療所数および医師数ともに 2 位となっており、県内の中でも、医療体制が充実していることがわかります。

交通事故発生件数、刑法犯認知件数は、ともに 32 市中で最も多くなっています。

項目	単位	最新年				備考
		データ	年次	県内 32 市の平均	32 市中の土浦市の順位	
面積	km ²	122.89	26 年	159.1	21	
可住地面積	km ²	99.35	26 年	107.14	18	
人口	人	142,059	26 年	82,753	5	
人口密度	人/km ²	1,156	26 年	653	6	
昼夜間人口比率	%	109.3	22 年	94.0	2	
流入人口比率	%	30.3	22 年	17.1	1	
年少人口割合	%	12.7	26 年	12.7	17	
生産年齢人口割合	%	61.2	26 年	60.7	13	
高齢人口割合	%	26.1	26 年	26.6	20	
合計特殊出生率	%	1.43	26 年	1.42	15	
市町村民所得	万円	312.3	25 年	293.6	9	納税義務者 1 人当たり
製造品出荷額等	百万円	606,624.9	26 年	331,634.6	7	
商業販売額	百万円	466,082.9	26 年	178,941.2	3	
財政力指数		0.9	25 年	0.7	7	
保育所数	所	16.9	26 年	18.6	19	人口 10 万人当たり
下水道普及率	%	86.9	25 年	48.8	4	
ごみ収集量(注1)	kg	395.8	25 年	318.0	31	年間 1 人当たり
都市公園面積	m ²	6.05	25 年	7.43	17	人口 1 人当たり
生活道路舗装率	%	76.7	26 年	60.6	2	市町村道
道路実延長	m	133.2	26 年	102.7	9	総面積 1 万 m ² 当たり
生活保護被保護実人員(注1)	人	8.5	26 年	7.3	25	人口千人当たり
一般病院数	所	4.22	26 年	4.81	21	人口 10 万人当たり
一般診療所数	所	78.1	26 年	51.9	2	人口 10 万人当たり
医師数	人	278.8	26 年	121.6	2	人口 10 万人当たり
火災出火件数(注1)	件	34.37	25 年	49.5	9	人口 10 万人当たり
交通事故発生件数(注1)	件	6.2	26 年	3.8	32	人口千人当たり
刑法犯認知件数(注1)	件	16.2	26 年	9.2	32	人口千人当たり

(注1) 県内 32 市中の順位について、値が小さい方を上位として表記

第1章 基本理念

序章にて整理した社会経済情勢等の変化も踏まえた、今後の土浦市のまちづくりを進めていくための基本理念を次のように設定します。

■基本理念1

■共に考え行動する「協働」によるまちづくり

これからの地方分権時代においては、厳しい財政状況の中で、一層の自主・自立によるまちづくりが求められます。一方、これまでの「協働」のまちづくりの中で、市民の人材としての意識・能力は向上しており、その能力を十分に発揮してもらうことが期待されます。今後は「市民」、「団体」や「事業者」など、市に関わる全ての当事者が責任意識を自覚し、様々な場面において行政との役割分担を果たすことによって一歩進んだ「市民協働のまち」を目指します。

■基本理念2

■快適で安心・安全な「日本一住みやすい」まちづくり

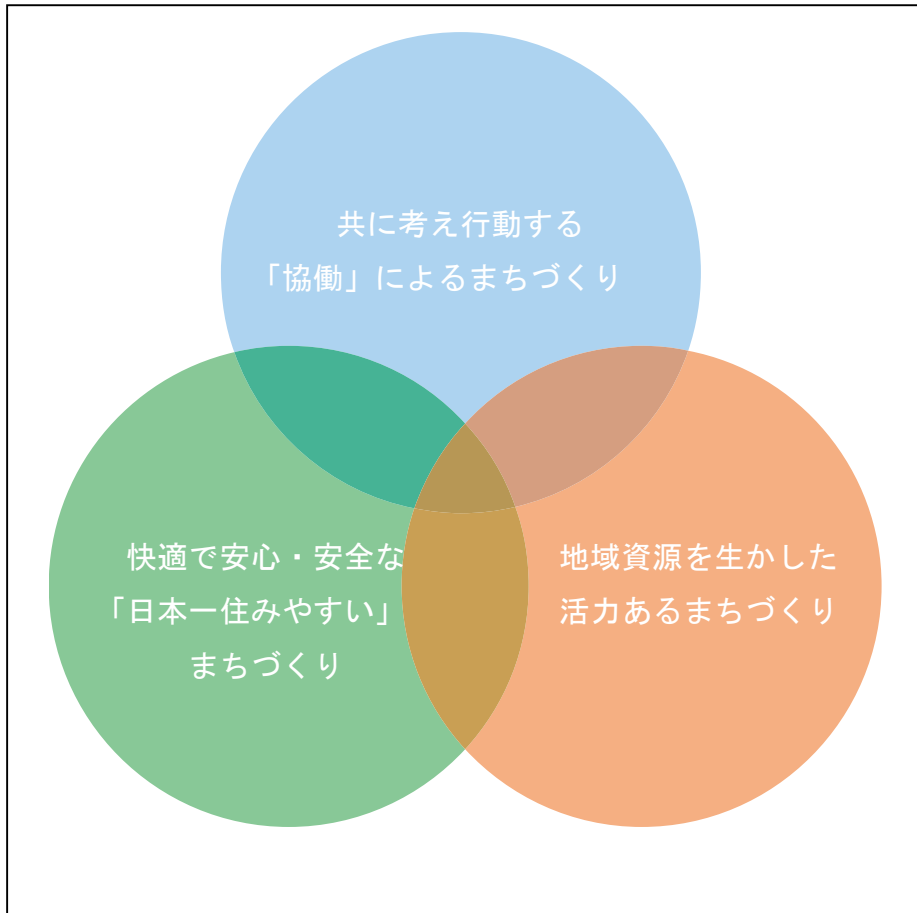
「まちづくり」の本質的な目的は、この「まち」に住む人々にとって、暮らしの様々な場面（「住み」、「学び」、「働き」、「憩い」など）において、満足感のある生活・都市環境を創造していくことです。この目的は、取り巻く社会環境が変化しても、普遍的なものといえます。引き続き誰もが「住んでみたい、住んでよかった」と思える「日本一住みやすいまち」を目指します。

■基本理念3

■地域資源を生かした活力あるまちづくり

本市には、先人から引き継いできた長い歴史・文化や日本第2の湖である「霞ヶ浦」をはじめとする水と緑豊かな自然環境など地域固有の資源があり、土浦城下のまちとしての礎から、県南の中心都市として発展してきました。地方分権や地方創生への流れの中で、これらの地域資源を生かし独自性の高い活力あるまちを目指します。

【基本理念】



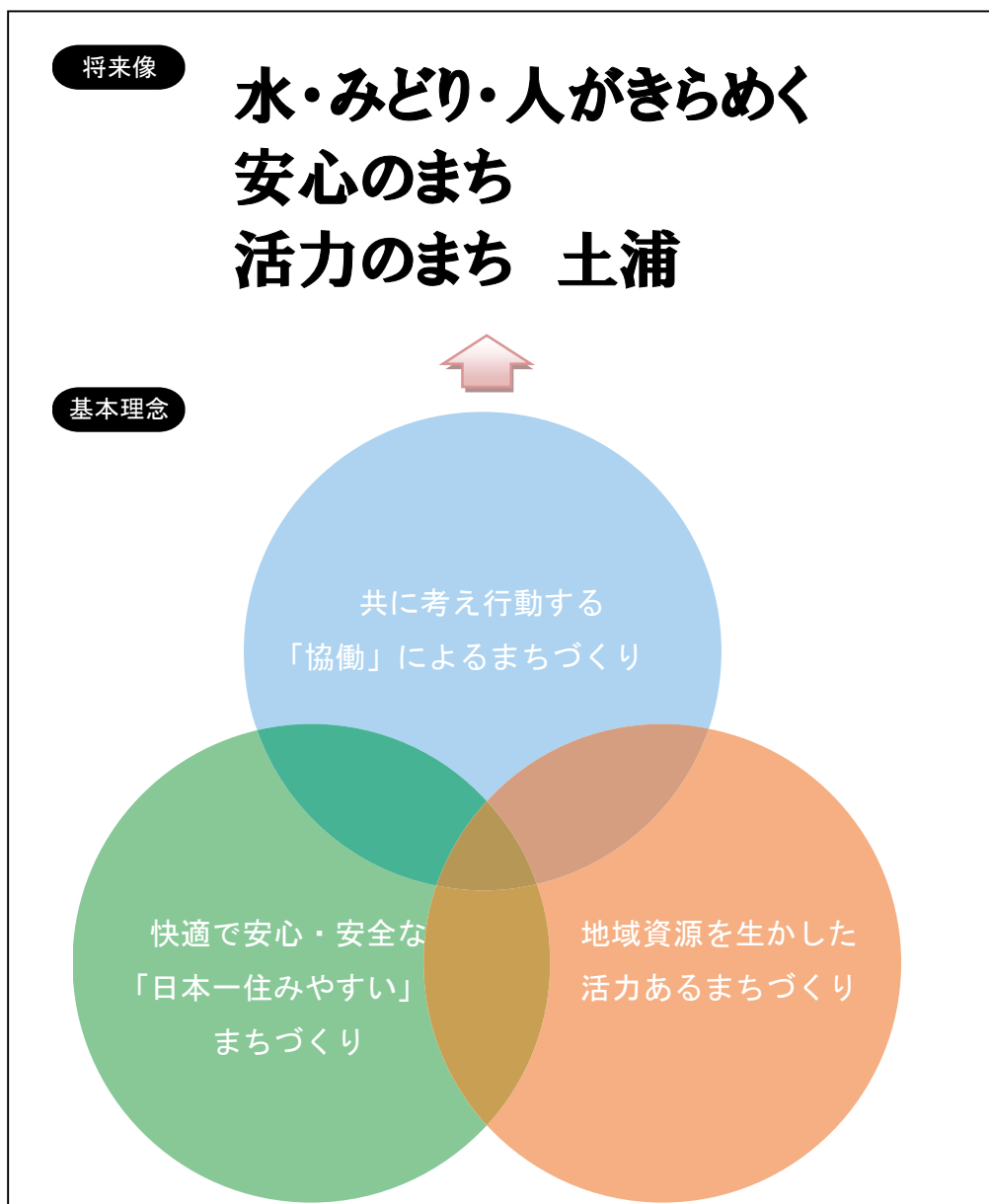
第2章 まちの将来像

第1節 将来像

将来像は、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画の中で、平成 39 年度を目途に目指す「まちづくりの方向性や将来の姿」を目標として明示するものです。

社会経済情勢やまちづくりの基本理念などを踏まえて、次のように設定します。

■水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦



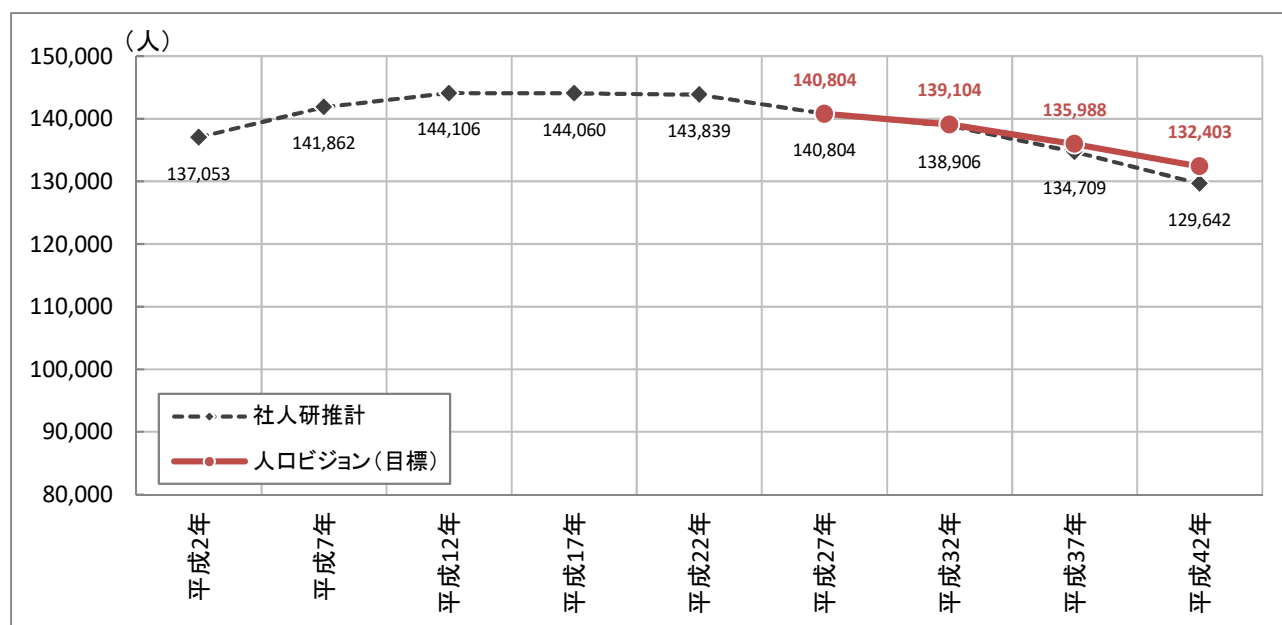
第2節 人口の見通し

(1) 将来目標人口

社会経済情勢等の変化において整理したように、日本は人口減少社会に突入しています。本市においても平成 17 年国勢調査をピークに人口は減少に転じており、今後は本格的な減少が避けられない状況です。人口減少を抑制し、人口構造の若返りを図る施策を実施することによって、平成 39 年の将来目標人口を次のように設定します。

国立社会保障人口問題研究所による平成 39 年の推計人口は 132,700 人となりますが、まち・ひと・しごと創生への取組により、1,300 人の上積みを図り、将来目標人口として 134,000 人を目指します。

■ 将来目標人口 : 134,000 人



※平成 27 年 10 月「土浦市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」。但し、平成 27 年人口は国勢調査確定値。

(2) 交流人口

定住人口の減少が避けられない中で、本市が活力あるまちとして発展していくためには、観光客や地域への滞在者といった交流人口の拡大の重要性が高まっており、県南地域における拠点都市として本市の役割を一層高めるとともに、より広域からの交流人口の呼び込みを図っていく必要があります。

そのためには、効果的な情報発信が必要であり、シティプロモーション戦略プランに基づいて本市の情報の戦略的かつ積極的な発信に努めます。また、霞ヶ浦をはじめとした自然環境や歴史資産などの様々な地域資源を多面的に活用するとともに、新たな資源の掘り起こしや磨き上げを通して土浦市のファンづくりを図っていきます。さらに、「日本一住みやすい」まちとしての魅力の認知度を高めることにより、最終的に定住人口の増加へと結び付けていきます。

第3節 土地利用構想

(1)土地利用の基本的な考え方

本市の地域特性を生かした土地利用を実現するために、自然的土地利用と都市的土地利用に分類し、自然的土地利用として「水辺空間保全・活用ゾーン」「緑地保全・活用ゾーン」「農村・田園環境ゾーン」を、都市的土地利用として「市街地ゾーン」を設定し、それぞれの方針に従って調和のとれた土地利用の誘導を図ります。

特に、人口減少・高齢化が進む中、本市の地域特性を生かし豊かな自然と都市機能との調和をとりながら、都市の活力と住民の生活の利便性を維持し、いつまでも暮らしやすいまちを実現するため、公共交通と連携して、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を構築します。

■水辺空間保全・活用ゾーン

- ・霞ヶ浦は、後世に引き継ぐべき貴重な財産として、周辺自治体とともに水質浄化対策の推進、生物多様性に配慮した自然環境の保全を図ります。
- ・霞ヶ浦及びその周辺地域は、水郷筑波国定公園の玄関口にふさわしいシンボル空間として、また、うるおいとにぎわいのある水辺空間として土地利用を図ります。

■緑地保全・活用ゾーン

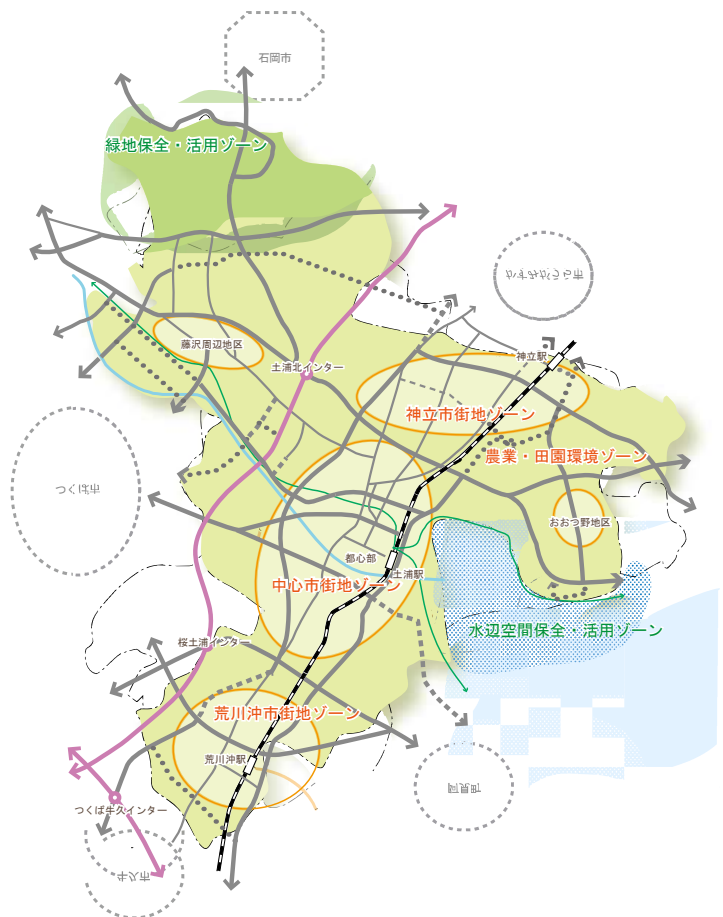
- ・筑波山麓の緑豊かな自然は、美しい景観とともに水源かん養、生態系の維持などの機能を有することから、周辺自治体とともに自然環境の保全を図ります。
- ・山麓及びその周辺地域は、市民や観光客が身近に緑にふれあえる場として、自然環境の保全に十分配慮しつつ積極的な活用を図ります。

■農村・田園環境ゾーン

- ・農業生産や生態系、景観面など多面的な機能を有する農業・田園地域は、優良な農地の保全や整備に努めるとともに、既存集落の生活環境基盤の充実を図ります。
- ・また、幹線道路等における適切な土地利用を誘導するとともに、都市と農村の交流や里山暮らしの場の創出に努めます。

■市街地ゾーン

- ・J Rの各駅を中心とした地域、おおつ野地区、藤沢周辺地区の市街地ゾーンは、それぞれの地域特性を生かしたコンパクトな市街地として、多様な人々が生き活きと安心して暮らし、交流する良好な市街地の形成を図ります。



(2)コンパクトシティの形成

本市では、地域資源を生かしながら、市民が共に考え行動する「協働」によるまちづくりによって、快適で安心・安全な「日本一住みやすい」まちを実現することとします。

そのためには、市内のＪＲ各駅を中心とする既存の都市機能の活用を図りつつ、テーマごとの求心性を持つ拠点を位置づけ、都市の魅力を高めるための機能強化や維持を図ります。

①コンパクトシティの形成に資する都市・生活拠点

■都市拠点

- ・ＪＲ土浦駅を中心とする市街地地区を都心部として位置づけ、商業・業務及び行政サービスなど都市機能の集積を高めるとともに、自然・歴史・文化資源の活用、定住促進などにより、にぎわいのある都心部の形成を図ります。
- ・ＪＲ荒川沖駅を中心とする市街地地区とＪＲ神立駅を中心とする市街地地区をそれぞれ市域南北の副都心として位置づけ、都心部を補完する都市機能の向上・維持を図ります。

■地域拠点

- ・おおつ野地区は、市域東部の地域拠点として位置づけ、医療・福祉や研究・開発業務を中心とした土地利用を促進し、職・住が近接する市街地形成を図ります。

■地域生活拠点

- ・四中地区、六中地区、都和中地区、藤沢周辺地区を地域生活拠点として位置づけ、コミュニティや福祉、商業、交通、防災機能などがコンパクトに集積する地域の核づくりに努めます。

②都市の魅力を高める水・緑・憩いの拠点

■水・緑・憩いの拠点

- ・土浦城址及びその周辺地区、小町の館周辺は、広域的な歴史・文化・観光拠点としての機能充実を図ります。
- ・霞ヶ浦総合公園、川口運動公園及びその周辺地区、新治運動公園、常名運動公園、乙戸沼公園は、市民のレクリエーションの場、健康づくりの場としての機能充実を図ります。
- ・朝日峠展望公園、茨城県霞ヶ浦環境科学センター周辺地区、宍塚大池周辺地区の一部は、自然とふれあえる空間としての機能充実を図ります。

③都市に活力をもたらす産業系拠点

■工業拠点

- ・土浦・千代田工業団地は、産業発展を促す拠点として、土浦北工業団地、東筑波新治工業団地は、広域交通ネットワークを生かした産業発展の拠点として、その機能充実を図ります。

■流通拠点

- ・土浦北インターチェンジ周辺地区、桜土浦インターチェンジ周辺地区、卸売市場周辺地区は、広域交通ネットワークを生かした産業発展を促す拠点として、その機能充実を図ります。

■研究・業務拠点

- ・茨城県霞ヶ浦環境科学センター、おおつ野東部地区、宍塚大池周辺地区の一部は、研究・業務系機能の誘致を図り、自然などの周辺環境を生かした新たな産業拠点の形成を目指します。

④都心部の魅力を高める新にぎわい拠点

■新にぎわい拠点

- ・真鍋地区及び高津地区は、都心部との連携や役割分担を図るとともに回遊性の向上を進め、民間活力による新たなにぎわい創出と都心部全体へのにぎわいの波及を目指します。

(3)ネットワークの形成

土地利用を体系的に関係づけ、まちとしてのにぎわいの創出と、安心・安全で快適な都市づくりを先導していくため、各拠点間や各市街地間を効果的に連絡する交通ネットワークの形成を図ります。

■道路ネットワーク

- ・広域的なアクセス向上や通過交通の適切な処理とともに、災害時の緊急輸送路や緊急避難路を確保するため、体系的な幹線道路ネットワークの形成を目指します。
- ・既存の幹線道路を基に、都市計画道路の延伸や新たな路線の整備により、3つの都市拠点（都心部・荒川沖副都心・神立副都心）を南北に貫く梯子状の道路体系の形成を図るとともに、それぞれの都市拠点を中心とした東西方向の道路ネットワークの充実を図ります。
- ・都心部及び中心市街地ゾーンを巡る2重の「環状道路」により、円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図ります。

■公共交通ネットワーク

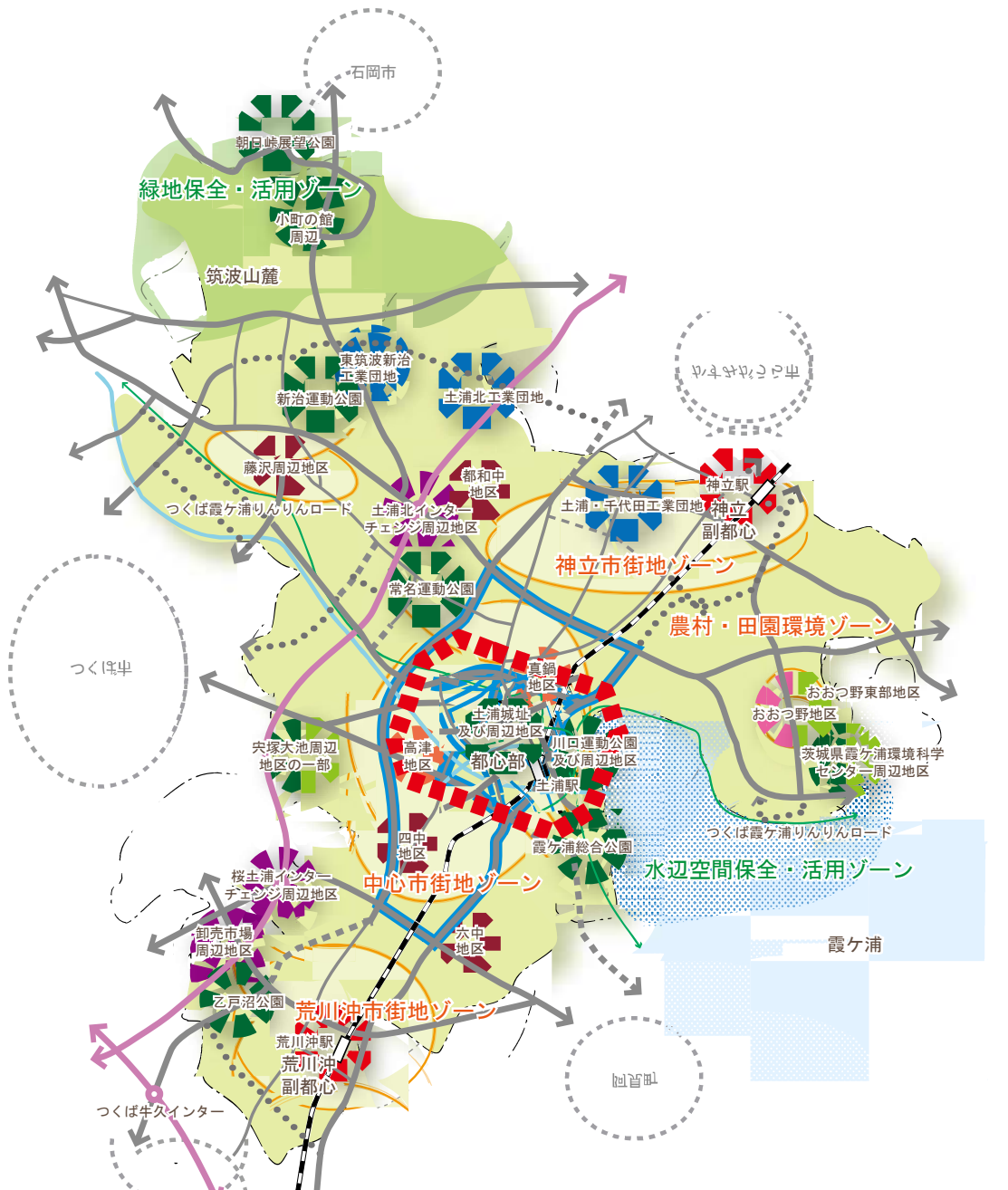
- ・JR常磐線のさらなる輸送力増強と輸送サービスの向上を促進し、人や物資の往来を通じた広域的なまちづくりを推進します。
- ・市民の身近な足となり、地域生活拠点間、地域生活拠点と都心部・副都心部間などの連絡を容易にする人にやさしいコミュニティバスやデマンド型交通の効果的・効率的な運行について、関係機関と連携しながら推進します。
- ・つくばエクスプレスつくば駅との連携強化をはじめとした、周辺地域との広域的な公共交通ネットワークの構築を検討します。

■歩行者・自転車系ネットワーク

- ・都心部・荒川沖副都心・神立副都心のほか、各種公共公益施設の周辺、通学路などにおいて、歩行者が安心・安全に通行できるバリアフリーに配慮した道路の整備、町並みや景観に配慮した歩行者系ネットワークの形成を目指します。
- ・都心部・荒川沖副都心・神立副都心を中心に、通学路や生活道路としての自転車道の確保に努め、人と環境にやさしい都市づくりを目指します。
- ・総延長約180kmにおよぶ大規模自転車道となる「つくば霞ヶ浦りんりんロード※」は、県及び沿線自治体と連携し、日本一のサイクリング環境の構築を目指します。

※つくば霞ヶ浦りんりんロード：つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道などを一体とした総延長約180kmのサイクリングコースで、全国でも屈指の安全で快適に走行できる環境が整備されています。

図 土地利用構想図



凡 例	
水辺空間保全・活用ゾーン	
緑地保全・活用ゾーン	
農村・田園環境ゾーン	
市街地ゾーン	
霞ヶ浦	

凡 例		
都市・生活拠点	都市拠点	
	地域拠点	
	地域生活拠点	
産業系拠点	工業拠点	
	流通拠点	
	研究・業務拠点	
	新にぎわい拠点	

凡 例	
常磐自動車道	
広域幹線道路（整備済・整備中）	
広域幹線道路（計 画）	
広域幹線道路（構 想）	
補助幹線道路（整備済/計画）	
環状道路	
大規模自転車道（整備済/計画）	

第3章 計画推進の基本姿勢

将来像の実現のための計画推進に向けて、取組の基本姿勢を次のように定め、全ての行政分野の施策展開を進めます。

■「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり

将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくため、市民やボランティア団体、NPO、事業者等の多様な地域社会の担い手が課題を共有しつつ、これまでのような市民活動の振興・底上げのための協働から、さらに歩みを進め、協働をまちの課題解決の手段として、全市的な取組に発展させるなど、まちの質を高めるために連携・協働によるまちづくりを進めます。

■行財政改革の推進と市民サービスの向上

本市では、行財政の改革にこれまでも継続的に取り組んできました。しかしながら、人口減少社会の到来の中で、今後のまちづくりにおいては、財政面の制約が一段と増すことが想定されます。

このような状況を踏まえ、市民ニーズの多様化・高度化への対応を図りつつ、限られた財源による効率的な行政運営に向けて選択と集中を進め、あらゆる場面で一層の行財政改革の取組強化と市民サービスの向上を図ります。

第1節 「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり

本市では、これまでの市民との協働によるまちづくりの成果により、市民の間に「協働」の意識が定着しつつあり、各般にわたりその広がりを見せてきています。「自分たちのまちは、自分たちで創る」という意識の下に、まちの主人公である市民、団体、事業者と行政が相互にパートナーシップを確立する、「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくりを推進します。

① 支えあい高めあう市民とともにつくるまちづくりの推進

地方財政を取り巻く厳しい状況の中で、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、市民との協働の深化と取組領域の拡大を図ります。

また、協働を全庁的な取組とするとともに、市民と行政が相互に役割と特性を理解しつつ、支えあい高めあう協働のまちづくりをより一層推進します。

② 心豊かな生活を支える地域コミュニティの活性化

地域での市民活動や市民同士の交流が自発的に展開されるよう、コミュニティ意識の啓発や地域のリーダーを育成するなど、心ふれあう住みよい地域社会の形成を図ります。

また、町内会やまちづくり市民会議、地区市民委員会などのコミュニティ組織の充実などにより、活力ある地域活動を促進します。

③ 一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の活性化

NPO やボランティア団体等の積極的な活動を促進するため、個人や団体の自主性を尊重しながら、活動を支援するとともに、地域課題の解決に向けて成果が見える取組を促進します。

④ 行政情報の活用促進と魅力発信

行政情報のより活発な活用を促すとともに、公正で透明性のある行政運営を確保するために、ホームページの充実をはじめ、ICTを活用しながら、広聴機会と行政情報の提供の充実を図りつつ、情報公開制度や個人情報保護制度、パブリックコメント制度の適正な運用と充実を図ります。

また、市民や民間企業等との連携のもと、多様な情報発信基盤やメディアを活用し、効果的なシテプロモーションに努めます。

⑤ 個性と能力が発揮できる男女共同参画の推進

男性と女性が互いに尊重し、かつ責任を分かち合い、性別にかかわることなく、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を発揮できる機会が確保される男女共同参画社会の構築を目指します。

また、「意識から行動へ」をテーマに、意識啓発だけにとどまらず、女性の就業支援や、仕事と家庭生活・地域活動が両立できる環境を整備することで、女性の活躍を推進します。

⑥ 多文化共生を実現する相互理解の促進

社会・経済のグローバル化の進展、在住外国人やインバウンド客の増加など、地域においても国際化への対応が重要性を増しています。

このため、学校教育や生涯学習をはじめとして、あらゆる機会を通じ、市民の国際感覚をかん養し、異なる文化や価値観を互いに尊重し認め合える多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。

⑦人権意識の醸成と平和意識の啓発

人権の尊重や平和の推進といった普遍的価値の実現には、市民一人ひとりの人権意識の醸成や、平和に対する意識啓発が求められます。このため、学校等の教育の場における人権教育にとどまらず、家庭や地域など様々な機会を通して人権意識の醸成・啓発を推進します。

また、戦争体験を持つ世代が年々減少していることから、「非核平和都市」の責務として戦争の記憶を引き継ぐとともに、人類永遠の平和に対する意識啓発の推進により、平和の尊さを後世に伝えていきます。

第2節 行財政改革の推進と市民サービスの向上

本市では、持続可能な行財政基盤の確立を目指し、行財政改革を進めています。少子・高齢社会や人口減少社会の進展に対応しつつ、市民一人ひとりの夢と希望を実現していくための継続的かつ自立的な財政基盤の確立を目指し、行財政改革の推進と市民サービスの向上を推進します。

①効率的・効果的な行政運営と機能的な組織・人材づくり

地方公共団体の責務となる「最少の経費で最大の効果を上げる」という原則の下、事務事業の縮減や廃止を含め検証し、簡素で効率的・効果的な行政運営を追求するとともに、高度情報社会に対応した電子自治体の取組等により、行政サービスの向上を図ります。

また、最適な行政経営システムを構築するため、組織の整理統合などの見直しを進め、市民に分かりやすく、簡素で効率的かつスリムな組織・機構の改革を推進します。

加えて、高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員の能力・資質を最大限に活用出来るよう効果的な人材育成等に取り組みます。

公社等の外郭団体については、変革の時代に対応する組織・機構として運営の見直しを進めます。

②持続可能な財政運営の推進

良質な行政サービスの提供の継続には、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠であり、税などの歳入確保への取組を強化するとともに、「選択」と「集中」の考え方の下、事務事業の見直しを行うなど、歳入確保・歳出削減の両面において徹底した取組を推進することで、安定した財政基盤を確立します。

また、公平性の観点から、特定サービスに対する応分な負担など、受益者負担の適正化を図ります。

③最適かつ適正な公共施設マネジメントの推進

公共施設等が市民全体の貴重な財産であることを踏まえ、全市的な視点に立ち、将来の健全財政や維持管理経費等も十分配慮しつつ、民間活力の導入による行政運営の効率化、公共施設の長寿命化やランニングコストの縮減、ライフサイクルコストの平準化や配置見直しなど、適切な公共施設マネジメントを推進します。

④時代に対応した広域連携の推進

事業内容や周辺自治体の特性を踏まえ、共通する行政課題や広域的な行政需要に対応するため、関係自治体との相互連携により広域行政を推進します。

また、交通や観光等の広域的なネットワークの形成を進めるとともに、定住自立圏など新たな広域連携の可能性について検討を進めます。

⑤地方分権に対応した自主・自立のまちづくりの推進

地方分権の進展により、国・県・市町村の関係は、対等な立場へと変わり、市町村への権限移譲が進行しており、必要な財源の移譲等の働きかけを進めるとともに、自主・自立のまちづくりを推進します。

⑥市民窓口サービスの向上

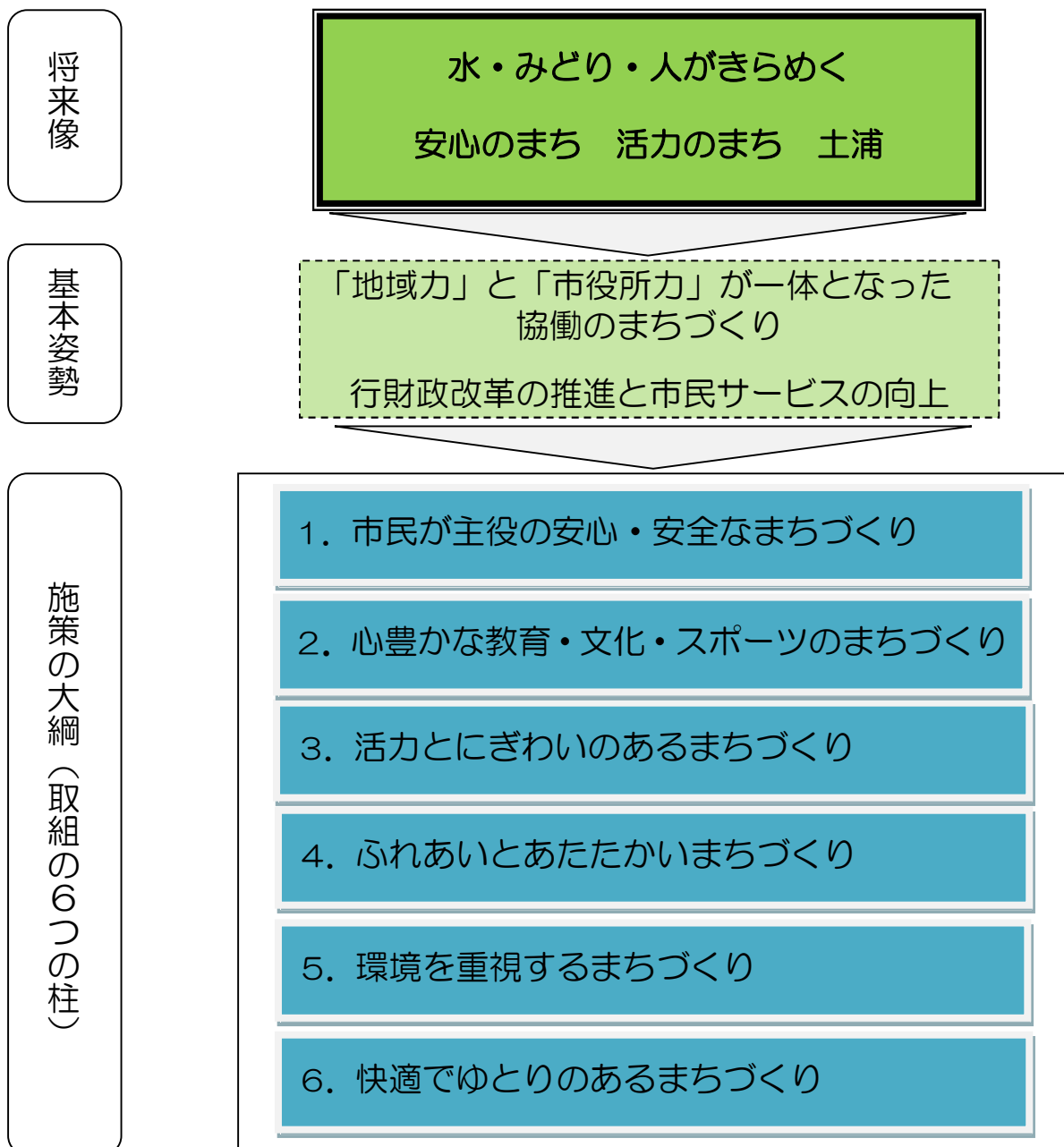
窓口業務は、市民にとって最も身近で、行政サービスの根幹をなすものであり、ICTを活用した利便性の向上や、わかりやすく利用しやすくするなど、市民の視点に立った質の高い市民サービスを目指します。

また、くらしに関する相談などの体制の充実を図ります。

第4章 施策の大綱

将来像の実現に向けて、次の6つを取組の柱として設定し、2つの基本姿勢に基づいて、総合的な取組の推進を図ります。

1. 市民が主役の安心・安全なまちづくり
2. 心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり
3. 活力とにぎわいのあるまちづくり
4. ふれあいとあたたかいまちづくり
5. 環境を重視するまちづくり
6. 快適でゆとりのあるまちづくり



第1節 市民が主役の安心・安全なまちづくり

本市では、市民の誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、東日本大震災時の教訓を基に自然災害への対応力を向上させるとともに、犯罪や交通事故を抑止し日常生活における安全性を高めるなど、災害や犯罪に強いまちづくりを進めています。

引き続き、県内随一の組織率を誇る自主防犯組織を背景に、地域やボランティア、NPOなどの各種団体、事業所などとの連携協働により、市民が主役の安心・安全なまちづくりの対策を推進します。

①災害に強い安心して暮らせるまちづくり

近年激甚化する自然災害など、市民の生命や財産が脅かされる危険性に的確に対応していくため、地域防災計画の推進をはじめ、防災施設・設備の拡充や、危険箇所の調査・点検・改善、災害時要援護者（避難行動要支援者）への支援制度の整備などにより、防災及び減災の視点に基づいた災害に強いまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織の育成支援や防災訓練の取組強化に努めます。

②地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくり

犯罪のない安全で安心なまちを目指して、市民や事業者の主体的な取組みを尊重しつつ、関係機関と連携して各種犯罪の未然防止に努めます。

また、地域の安全は自ら守るという意識を高める「防犯意識づくり」、地域の自主防犯活動の活性化に必要となる「地域連帯感づくり」、そして防犯力を向上させるための「犯罪の起きにくい環境づくり」など地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくりを推進します。

③市民の生命と財産を守る消防・救急体制の充実

火災や救急、自然災害発生時に市民の生命と財産を守るため、消防・救急業務体制の充実に努めます。消防施設の整備や設備の充実、人材の育成、緊急時に備えた環境整備の推進などにより、消防・救急能力を高めるとともに、消火・救急訓練などを通して市民の意識醸成を図ります。

④市民の安全な移動を支える交通安全対策の推進

誰もが安全に移動することができるように、道路ストックの維持管理や交通安全施設の整備を進め、人と車にやさしい交通社会の構築を図ります。

また、広報活動や交通安全教育を通じて交通安全に対する市民意識の啓発を図るとともに、交通安全施設の整備を推進します。

⑤雨水等による浸水被害に強いまちづくり

関東・東北豪雨による常総市鬼怒川水害をはじめ、大型台風による大雨、ゲリラ豪雨など、県内においても異常気象に起因する水害リスクが年々高まってきています。こうした雨水による浸水被害対策のため、河川の改修、都市下水路の整備、雨水排水施設・設備の適切な維持管理と併せて、内水ハザードマップの活用により、平常時から市民の自助意識・防災意識の醸成を図ります。

⑥消費生活の安全の確保

高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐる問題が複雑化しています。消費者被害の未然防止のため、消費者への情報提供の充実や消費者教育の推進を図るとともに、消費者団体の育成、支援により、自立した賢い消費者の育成を図ります。

また、全国消費生活情報ネットワークの活用や消費生活相談員の研修などにより、巧妙化する消費者トラブルの相談業務の充実を図ります。

第2節 心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり

本市では、「心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり」を理念として教育文化行政を進めています。誰もが心身ともに健やかな生活を送るため、地域社会とのつながりの中で学び、スポーツや芸術文化活動に参加できる、明るさにあふれた、心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくりを推進します。

①生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実

学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの「生きる力」と「確かな学力」を育み、次代を担う人材の育成を図ります。主体的な学習態度の醸成や、課題解決能力の獲得、体力づくりの推進を図るとともに、学校施設や学校給食の整備・充実に努めます。

また、幼稚園教育全体のさらなる充実を図るため、市立幼稚園の適正配置を進めるとともに、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を展開する小中一貫教育を推進します。

加えて、情報教育環境の変化に対応したICTの活用を推進します。

②自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進

地域において生涯にわたり学ぶことができる環境づくりのため、地域の公民館等の生涯学習拠点と学習支援機能の充実を図ります。

また、生涯学習の新たな拠点となる新図書館の活用をはじめ、各種講座の展開や、団体・指導者の育成など総合的に生涯学習を推進します。

③豊かな人間性を培う青少年の健全育成

青少年がより豊かな人間性を培う機会を提供するため、関係機関や家庭との連携のもと、地域ぐるみの指導・相談体制の充実を図ります。

また、子育て家庭を支援し、放課後の適切な生活の場を提供するため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実を図ります。

④歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり

市民一人ひとりが生きがいや心のうるおいを得られる地域づくりを目指し、芸術文化活動の振興に努めます。

また、各種イベントの開催による芸術文化活動の推進をはじめとして、芸術文化を楽しむことのできる機能の充実、文化財の保護・活用を図るとともに、集客力の高い展覧会事業の企画に努めます。

⑤すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるように、施設の適正な維持管理を図りながら、市民や指導者を対象としたスポーツ教室等の充実に努め、市民スポーツの振興を推進します。

また、健康増進や生きがいづくりを支援するため、参加機会の拡充を進めるとともに、茨城国体、オリンピック、パラリンピックの開催を契機とした競技スポーツの充実を図ります。

第3節 活力とにぎわいのあるまちづくり

本市には、充実した都市機能と歴史に根差した商業をはじめ、創造性と技術力のある工業のほか、自然・歴史・文化・人を生かした観光、日本一の生産を誇るレンコンや花きなど特色ある農業、霞ヶ浦における漁業など多様な産業があります。これらの豊富な地域資源を生かし、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進します。

①広域的な拠点としての中心市街地の形成

中心市街地の都市機能の充実を図るとともに、まちなか居住促進などを通じて、交流人口や居住人口の増加などによるにぎわいと活力あふれる中心市街地の再生に努めます。

また、本市の特色でもある水辺空間について、まちと水辺が融合した良好な空間形成の推進を図ることで、まちのにぎわいを創出し、魅力ある都市環境の形成を図ります。

②生活を豊かにする商業・サービス産業の振興

商店街の活性化を図るため、関係機関と連携し、にぎわい創出などに取り組むとともに、空き店舗解消に向けた対策に取り組み、商業の振興を推進します。

また、多様化した消費者ニーズに対応するため、中小小売業者の経営基盤強化や起業促進に努めます。

③付加価値の高い持続可能な農業の振興

農業の持続的な発展と安心・安全な農作物の生産・流通を維持するため、就農者の育成・支援や、農地集積の推進、農林水産物ブランド化等により、農業の振興と地域活性化を推進します。

また、農業生産基盤の整備・保全、環境保全型農業の普及啓発と支援に努めます。

④競争力のあるものづくり産業の振興と企業誘致

経済のグローバル化や産業構造の変化に対応するため、企業体質改善や経営支援による既存工業の活性化と併せて、優れた立地環境のPRや優遇制度の充実による企業誘致を図り、産業の振興を推進します。

⑤地域の魅力を生かした観光の振興

観光入込客数・滞在型観光客の増加を図るため、地域の観光情報の発信や、広域の観光ルートの創設、観光施設の計画・整備を推進しつつ、外国人観光客など多様化するニーズに対応するため、受け入れ体制の充実に努めます。

また、霞ヶ浦、筑波山麓、城下町といった地域資源を生かしたジオパーク事業や県及び近隣自治体と連携し、日本一のサイクリング環境の構築を図るなど、さらなる観光の振興を推進します。

⑥安心して働くことのできる勤労者福祉の推進

中小企業における勤労者福祉の向上のため、関係機関と連携し、就労機会の確保に努めるとともに、企業のための雇用措置制度の周知啓発や、雇用環境の充実を図ります。

第4節 ふれあいとあたたかいまちづくり

本市では、中学校区ごとのふれあいネットワークを軸に地域福祉を推進しています。地域社会の誰もが不安なく快適で安心・安全に暮らすことができ、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる、ふれあいとあたたかいまちづくりを推進します。

①協働による地域福祉の推進

多様化・高度化する福祉ニーズに応じていくため、市民・地域・行政が協働しながら地域福祉の推進に取り組みます。ボランティアや福祉団体等と協働し、土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」のさらなる充実を図ります。

②結婚から出産・子育てまでの支援の充実

出会いから子育て期に至るまでの様々なニーズに対応できるワンストップの総合的な相談支援体制を構築します。

また、安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現するため、子育て支援をはじめとして、様々な教育・保育ニーズに対応できる環境整備を進めます。

さらに、保育所待機児童の解消や経済的支援など、親と児童のニーズに即した子ども福祉の充実を図ります。

③ともに生きる障害者福祉の充実

障害のある人もない人も相互に認め合い、ともに生きる社会を実現するため、障害や難病のある方が地域社会の中で必要な支援を受け、かけがえのない個人として生活できるよう、地域住民・関係機関と協働による障害者福祉を推進します。

また、基幹相談支援センターをはじめとした、相談支援体制の充実を図り、早期療育・就労支援など、ライフステージに応じた適切な支援により、自立と社会参加を促進します。

④生きがいを持ち、元気で安心して暮らせる高齢者福祉の充実

地域の高齢者が生きがいを持って生き生きと生活できるように、地域社会との接点となる社会活動や生涯学習等への積極的な支援に努めます。

また、地域包括支援センターの運営強化により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

⑤セーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営

誰もが生涯にわたって健康で安定した生活を送るために、適切な社会保障制度の運用や、相談体制の充実を図るとともに、国民健康保険制度や介護保険制度の適正な運営を行います。

また、生活保護制度の適正な運用により、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を推進します。

⑥健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実

市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を送るために、食生活の改善や健康管理に対する意識啓発と、疾病予防のための保健指導の充実とともに、母子保健や子育て支援の推進を図ります。

また、地域内の医療拠点に対する支援を実施することにより、地域医療体制の充実を図ります。

⑦誰もが安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進

高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人など、全ての人が移動に不自由なく、安全かつ快適に生活し、活動できる共生社会を実現するため、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。

第5節 環境を重視するまちづくり

本市は、霞ヶ浦や河川などの水辺により、特徴のある景観が形成されています。また、里山や筑波山麓の豊かな山林は、生態系を支える重要な役割を果たすとともに、本市の自然環境を特徴づける貴重な資源です。その豊かな自然環境をまちづくりの一つとして位置づけ、人と自然が共生し、快適に暮らせるまちを目指し、環境を重視するまちづくりを推進します。

①環境負荷が少ない持続可能な社会環境の保全

本市の恵まれた環境を後世に引き継いでいくため、市民・事業者・行政の三者の協働により環境基本計画を推進するとともに、温室効果ガスの削減や省エネルギー化の取組により、市内の環境負荷の低減に努めます。

また、環境にやさしいライフスタイルの定着など、地域から取り組む地球環境の保全意識の普及啓発に努めます。

②恵まれた豊かな自然環境の保全・継承

本市は、霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然環境に恵まれています。こうした広大な水辺空間や里山などの自然環境の保全のため、環境保全意識の普及啓発に努めます。

また、世界湖沼会議の開催を契機とした霞ヶ浦の水質浄化対策のさらなる充実、市民による環境保全活動の一層の支援に努めます。

③資源循環型社会づくりの推進

循環型社会の形成のため、ごみ処理体制の充実と併せて、ごみの減量化とリサイクル活動のさらなる推進を図ります。ごみ処理施設の適切な維持管理を図るとともに、市民・事業者・行政の協働・連携のもと、ごみの発生・排出の抑制と資源化を推進します。

また、環境教育の充実を図り、市民の環境意識の高揚に努めます。

④環境美化と環境衛生の推進

市民や事業者と連携した取組により、公共空間の美化と衛生確保を推進します。汚泥再生処理センターや市民ニーズに対応した霊園の整備等を進めるとともに、協働による環境保全活動などを通して、環境美化に対する関心を高めます。

⑤安全でおいしい上水道の安定供給

安全な水道水を安定的に供給するため、上水道の送配水に係る設備の整備・維持管理と併せて、事業運営の効率化等による健全な事業経営に努めます。

⑥快適で衛生的な暮らしを支える下水道の整備

下水道設備の整備・維持管理により適切な下水処理を推進するとともに、高度処理型浄化槽の普及促進により家庭からの生活排水対策を進めます。

第6節 快適でゆとりのあるまちづくり

本市では、県内でも有数の都市集積を持ちながら、霞ヶ浦や筑波山麓などの豊かな自然環境を有しています。こうした地域資源を生かしながら、市街地の生活拠点等の充実とネットワーク化を進めることで、快適でゆとりのある都市空間の構築を目指します。

①適正な土地利用の推進

土地利用においては、それぞれの地域特性に対応した秩序ある土地利用を進め、社会経済情勢等の変化に即した効率的で持続可能な都市の形成を図ります。

また、都市的土地利用及び自然的土地利用の適正な誘導と、コンパクトシティ化の推進などにより、都市としての魅力と活力の向上を図るとともに、自立的・発展的な都市を目指します。

②持続的な発展を支える高質な都市基盤の整備

本市の持続的な発展を支える広域交流や産業の振興を図るため、広域幹線については整備促進を図るとともに、幹線道路や都市計画道路の体系的な整備を進めることで、円滑な都市交通の確保を図ります。

また、生活道路や自転車道の整備及び適正な維持管理により、歩行者や自転車利用者にとって安心・安全な通行空間の確保を図ります。

③多目的活用のできる公園の整備

公共空間の緑化を推進するとともに、公園・緑地は適正な維持管理を図り、市民生活にうるおいと安らぎをもたらす場としてだけでなく、市街地におけるオープンスペースとして、スポーツ・レクリエーションや防災拠点としての利活用を図ります。

④人と環境にやさしい公共交通体系の構築

路線バスやコミュニティ交通の利用促進、JR常磐線の利便性向上による広域的な公共交通ネットワークの構築などにより、高齢化や環境問題に配慮した人と環境にやさしい総合的な公共交通体系の構築を図ります。

⑤生活拠点となるコンパクトな市街地の整備

市内のJR各駅を中心とする地域やおおつ野地区などからなる市街地ゾーンでは、それぞれの地域特性を生かしながら、都市機能を誘導するとともに、コンパクトな市街地の整備を図ります。

また、常磐自動車道インターチェンジ周辺への産業拠点の整備を促進します。

⑥市民が誇れる魅力的な景観の形成

本市が誇る豊かな自然景観や歴史的景観、都市景観を地域資源と捉え、まちづくりに生かしていくため、市民やまちづくり団体との協働体制のもと景観計画を推進し、良好な景観形成に努めます。

⑦暮らしやすい快適な住宅と良好な住環境の確保

市民の快適な生活を支える居住環境が形成できるよう、空き家等の適切な管理などと連動した居住基盤の整備を推進します。

また、効率的かつ持続的に住宅を供給するため、市営住宅の適切な維持管理などを通し施設の長寿命化に努めるとともに、住宅市場を活用した住宅供給の推進を図りつつ、総合的な住宅施策を推進します。